

平成18年度  
ひょうご防犯まちづくり推進協議会  
総 会 資 料



協議会シンボルキャラクター「マモリン」

日時：平成18年6月23日（金）13:30～  
場所：兵庫県公館第1会議室

ひょうご防犯まちづくり推進協議会



# 目 次

平成18年度ひょうご防犯まちづくり推進協議会総会次第	1
諸報告	
新規会員について	3
第1号議案	
役員の選任について	7
第2号議案	
平成17年度事業報告及び収支決算について	11
第3号議案	
平成18年度事業計画及び収支予算について	19
その他	
地域安全まちづくり条例の制定について(兵庫県)	25
(参考1)	
ひょうご防犯まちづくり推進協議会の概要	30
(参考2)	
ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則	31
(参考3)	
ひょうご防犯まちづくり推進協議会会員名簿	34
(参考4)	
ひょうご防犯まちづくり推進協議会活動指針(平成17年12月策定)	35



# 平成18年度ひょうご防犯まちづくり推進協議会総会次第

日時：平成18年6月23日（金）

13:30～

場所：兵庫県公館第1会議室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 諸報告

## 4 議事

(1) 役員を選任について

(2) 平成17年度事業報告及び収支決算について

(3) 平成18年度事業計画及び収支予算について

## 5 その他

地域安全まちづくり条例の制定について（兵庫県）



諸報告

新 規 会 員 に つ い て





# 新規会員について

新たに入会した団体

団体名	代表者名	活動内容
社団法人兵庫県私立病院協会	会長 安田俊吉	私立病院の管理運営に関する調査研究並びに看護師の養成を行うことにより、病院医療の向上と公衆衛生その他社会福祉の増進に寄与するとともに私立病院相互の親睦を図る。
兵庫県病院協会	会長 中村肇	病院運営管理に関する調査研究及び医療の向上、並びに病院職員の資質向上に寄与するとともに、病院相互の連携と親睦を図る。
兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長 奥田眞	旅館・ホテルの営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じて衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、自主的活動を促進するなどにより、公衆衛生の向上・増進を図る。



## 第1号議案

### 役員 の 選 任 に つ い て



## 役員 の 選 任 に つ い て

加古房夫副会長（前兵庫県市長会会長）、巽 高英副会長（前兵庫県警察本部長）、爲則政好副会長（前兵庫県町村会会長）、山口 徹監事（前兵庫県青少年団体連絡協議会）の4名が退任されることに伴い、ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則第10条の規定に基づき、下記のとおり副会長及び監事を選任する。

### 記

役職名	退任される役員	新たに選任する役員（案）
副会長	加 古 房 夫 （前兵庫県市長会会長）	矢 田 立 郎 （兵庫県市長会会長）
	巽 高 英 （前兵庫県警察本部長）	末 井 誠 史 （兵庫県警察本部長）
	爲 則 政 好 （前兵庫県町村会会長）	佐 伯 忠 良 （兵庫県町村会会長）
監 事	山 口 徹 （前兵庫県青少年団体連絡協議会）	速 水 順 一 郎 （兵庫県青少年団体連絡協議会）

（参考：ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則（抜粋））

### 第3章 役員

（役員）

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

（役員を選出）

第10条 役員は、総会において会員の代表者又は推薦者の中から選出する。

（役員の仕事）

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

（役員の任期）

第12条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬）

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

参考：今回選任後の役員名簿（任期：平成20年3月7日まで）

役職名	氏 名	団体名及び役職
会 長	井 戸 敏 三	兵庫県知事
副会長	秋 田 博 正	社団法人兵庫県防犯協会連合会会長
	北 野 美 智 子	兵庫県連合婦人会会長
	佐 伯 忠 良	兵庫県町村会会長
	白 川 武 夫	兵庫県連合自治会会長
	末 井 誠 史	兵庫県警察本部長
	水 越 浩 士	兵庫県商工会議所連合会会頭
	矢 田 立 郎	兵庫県市長会会長
監 事	速 水 順 一 郎	兵庫県青少年団体連絡協議会

(50音順)

## 第2号議案

平成17年度事業報告及び収支決算について

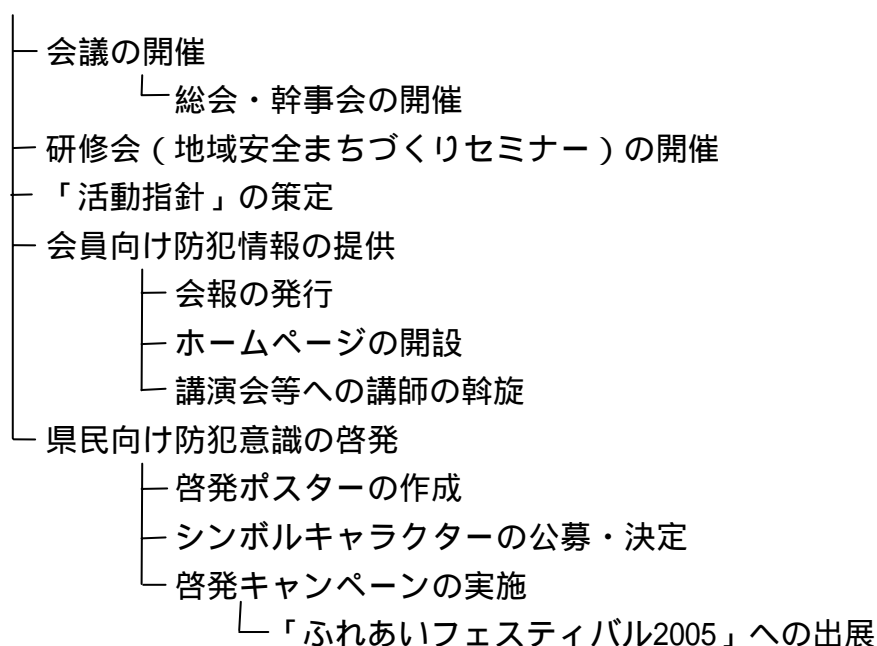




# 平成17年度事業報告及び収支決算について

## 1 平成17年度事業報告

### (1) 平成17年度事業体系



### (2) 事業実施内容

#### ア 会議の開催

##### (ア) 幹事会（第1回）

開催日：平成17年7月28日（木）

場 所：ひょうご女性交流館

内 容：代表幹事の選任、平成17年度  
事業実施計画の策定



##### (イ) 幹事会（第2回）

開催日：平成17年11月17日（木）

場 所：兵庫県民会館

内 容：総会、研修会の開催計画



##### (ウ) 平成17年度総会

副会長の退任に伴う新副会長の選任のほか、推進協議会各団体及び推進協議会がそれぞれの立場に応じて、具体的取組を進める際の参考となる「活動指針」を策定した。

開催日：平成17年12月14日（水）

場 所：兵庫県公館

## イ 研修会（地域安全まちづくりセミナー）の開催

県民各層による主体的かつ効果的な地域安全まちづくり活動を促すため、兵庫県との共催により、最近の犯罪情勢や地域の様々な主体が協働した先進的な活動事例等を学習する機会を提供した。

開催日：平成17年12月14日（水）

場 所：兵庫県公館

参加者：約250名（協議会会員、まちづくり防犯グループ代表者及び一般県民）



### 【研修会の内容】

報告「兵庫県内の犯罪情勢について」

講師：兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課 築添史一警視

講演「地域ぐるみで取り組む防犯のまちづくり」

講師 特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス

小 田 啓 二 理事長

## ウ 「活動指針」の策定

協議会会員団体がこれまで蓄積してきた防犯に関する知識やノウハウを会員相互で共有し、それぞれの活動の質的向上を図るとともに、社会に貢献する協議会として、広く県民に向けた意識啓発を行うため、各会員団体及び協議会がそれぞれの立場に応じて具体の取組を進める際の参考となる「活動指針」を策定した。

### 【「活動指針」の内容】

#### 第1 活動指針の策定に当たって

県下の犯罪情勢や犯罪の増加の背景を整理し、各種団体によるこれまでの取組内容を踏まえ、活動指針策定の目的を明らかにする。

#### 第2 目標・活動の基本等

##### (1) 目標

各会員団体及び協議会による多様な取組の展開を通じて、「安全で安心な兵庫の実現」を目指す。

##### (2) 活動の基本

以下の4つの「活動の基本」に沿って、各会員団体及び協議会がそれぞれの立場に応じた活動を実施可能な範囲で展開する。

県民一人ひとりの防犯意識のかん養

地域・団体等の実情に応じた防犯活動の推進

子供・高齢者等を犯罪に巻き込まない取組の充実

防犯に配慮した生活環境の整備

#### 第3 取組内容

各会員団体及び協議会が具体の取組を進める際の参考となるよう、第2で定めた4つの「活動の基本」に沿った取組例を掲げる。

## エ 会員向け防犯情報の提供

### (ア) 会報の発行

第1号会報（平成17年8月）及び第2号会報（平成18年1月）を発行し、各会員あてに送付した。

#### 【会報の内容】

第1号（平成17年8月19日付け）

幹事会の開催状況、地域団体・事業者団体の取組状況、トピックス（ご存じですか？スーパー防犯灯）、協議会からのお知らせ、犯罪統計 など

第2号（平成18年1月17日付け）

平成17年度総会・地域安全まちづくりセミナーの開催状況、地域団体・事業者団体の防犯に関する取組紹介、「ひょうご防犯ネット」の紹介 など

### (イ) ホームページの開設

協議会の取組内容等の情報を発信するため、平成17年7月にホームページを開設した。

アドレス：<http://web.pref.hyogo.jp/chii kianzen/hyogo-bmsk/index-s.htm>

#### 【情報発信内容】

協議会の概要（会則、会員名簿等）

設立総会及び設立記念シンポジウムの内容（平成17年3月）

会報（第1号及び第2号）

平成17年度総会及び地域安全まちづくりセミナー開催状況

シンボルキャラクター公募結果 など

### (ウ) 講演会等への講師の斡旋

会員等からの求めに応じて、防犯に関する学識者、実践活動家その他講演会等の講師を紹介した。

## オ 県民向け防犯意識の啓発

### (ア) 啓発ポスターの作成

全国地域安全運動（毎年10月11日～20日）における警察、各防犯協会等の活動と連携して、県民の防犯意識の啓発を図るとともに、協議会の活動をPRするため、啓発ポスターを8,000枚作成し、会員団体等へ広く配付した。



#### (イ) シンボルキャラクターの公募・決定

協議会が今後発行する啓発資材やホームページを通じて協議会の活動を対外的に広くPRするため、シンボルキャラクターの公募を行い、最優秀作品1点、優秀作品3点を選定して表彰した。

なお、最優秀作品の「マモリン」を当協議会のシンボルキャラクターとして決定し、今後、啓発活動等に広く活用していくこととした。

##### 【募集概要】

募集期間：平成17年11月1日から11月30日まで

応募点数：223点（兵庫県内106点、県外117点）

受賞者：最優秀作品1点、優秀作品3点



##### 【最優秀作品】

作品名：マモリン

応募者：信貴正明さん

（新潟県燕市在住）



##### 【優秀作品】

作品名：ストッパー

応募者：上野 晃さん

（神奈川県相模原市在住）



##### 【優秀作品】

作品名：ヒョーボー

応募者：杉山 浩さん

（静岡県静岡市在住）



##### 【優秀作品】

作品名：御用だわん

応募者：松芳 恵さん

（兵庫県たつの市在住）

#### (ウ) 啓発キャンペーンの実施



10月29日（土）～30日（日）に三木総合防災公園（三木市）で開催された第17回兵庫のまつり - 「ふれあいフェスティバル2005」において、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会及び兵庫県と共同出展し、啓発資材の配付、防犯設備の展示等の啓発活動を行った。

## 2 平成17年度収支決算案

### (1) 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
県補助金	1,000,000	1,000,000	0
普通預金利息	0	3	3
合 計	1,000,000	1,000,003	3

### (2) 支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
総合推進費	980,000	980,003	3
1 協議会運営費	30,000	72,866	42,866
2 研修会費	230,000	57,370	-172,630
3 広報啓発費	720,000	849,767	129,767
予備費	20,000	20,000	0
合 計	1,000,000	1,000,003	3

## 監 査 報 告 書

平成17年度ひょうご防犯まちづくり推進協議会事業及び会計を監査した結果、事業は適切に行われ、また、会計決算は、諸帳簿その他証拠書類を厳正に精査したところ、適正に処理されておりましたので報告します。

平成18年4月25日

ひょうご防犯まちづくり推進協議会  
監 事 山 口



## 第 3 号議案

平成 18 年度事業計画及び収支予算について





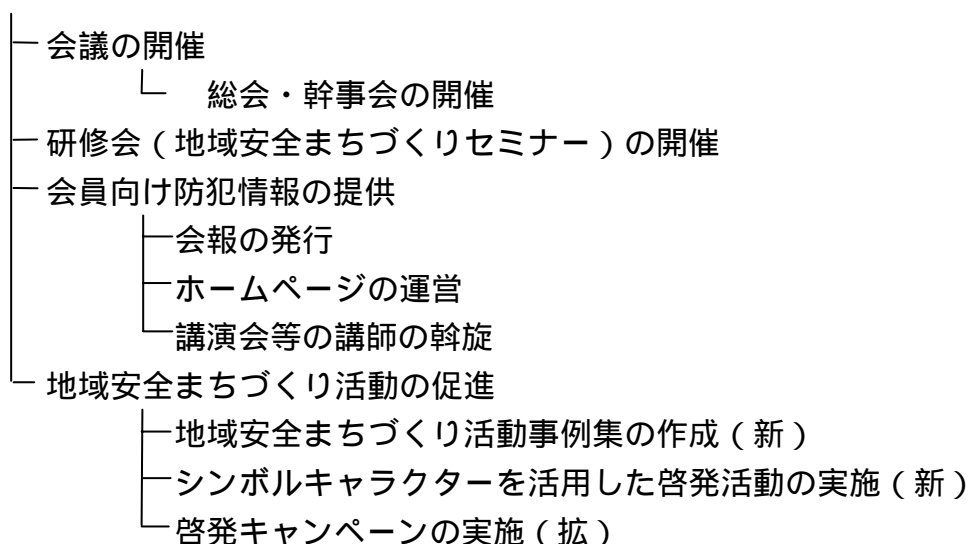
# 平成18年度事業計画及び収支予算について

## 1 平成18年度事業計画案

### (1) 基本方針

犯罪の防止その他安全で快適な暮らしの実現に向けた地域安全まちづくり活動の理念や方向性を明らかにする「地域安全まちづくり条例」が県において制定されたことから、県と協働して条例の周知・意識の醸成に取り組むとともに、条例の趣旨を踏まえた協議会会員による自発的・自律的な活動への支援を通じて県民ぐるみの運動の展開につなげていく。

### (2) 平成18年度事業体系



### (3) 事業計画内容

#### ア 会議の開催（100千円）

##### (ア) 幹事会

平成18年5月24日（水）：ひょうご女性交流館 など

##### (イ) 総会

平成18年6月23日（金）：兵庫県公館 など

#### イ 研修会（地域安全まちづくりセミナー）の開催（100千円）

6月23日（金）に開催する総会の終了後、会員団体代表者、役員、事務局長等を対象とした研修会を開催し、各会員の取組の充実に向けた機運を醸成する。

**【研修会の内容】**

「地域安全まちづくり条例」の解説  
講演「地域ぐるみで子どもを守るために」  
講師：特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所  
理事長 横 矢 真 理 氏

ウ 会員向け防犯情報の提供（50千円）

(ア) 会報の発行

県内の犯罪情勢のほか、各種団体等の先進的な活動事例や行政機関の施策等の情報を掲載する会報を発行し、会員による取組を促す。

**【情報提供内容】**

協議会事業の実施状況  
県内の犯罪情勢  
事業者団体、行政等による先進的な取組  
防犯に関するイベントその他の案内 など

**【発行予定】**

年3回程度（予定）

(イ) ホームページの運営

協議会のホームページを通じて協議会事業や各会員の取組等を紹介することにより、協議会の活動を広く発信する。

(ウ) 講演会等への講師の斡旋

会員が自主的に実施する講演会・防犯教室等の開催を支援するため、防犯に関する学識者、実践活動家等の講師を紹介する。

エ 地域安全まちづくり活動の促進（731千円）

(ア) 地域安全まちづくり活動事例集の作成（新規）

各地で行われている活動のなかでも先進的で他の模範となるものを事例集としてとりまとめ、会員団体その他の活動グループなどに配付し、新たなグループによる活動の促進、既存の団体の質的向上をめざす。

**【配布先】**

協議会会員団体、防犯活動グループ、市町など

**【作成部数】**

5,000部（予定）

(イ) シンボルキャラクターを活用した啓発活動の実施（新規）

公募により決定した協議会のシンボルキャラクター「マモリン」を活用した啓発用品を作成・配布し、県民の防犯意識の醸成を図る。

【啓発用品例】

自動車貼付用マグネットシート、  
防犯ステッカー、ペーパーバッグ  
など



「マモリン」

(ウ) 啓発キャンペーンの実施（拡充）

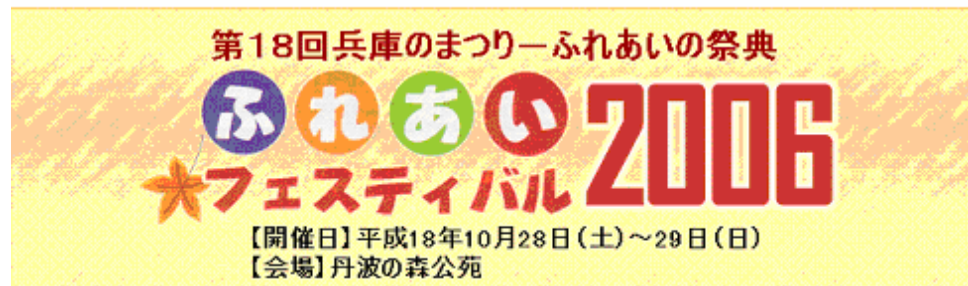
多数の県民の集客が見込めるイベントに出展し、協議会の活動をPRするとともに、県民に向けて防犯意識の啓発を通じて県民ぐるみの地域安全まちづくり運動の機運を醸成する。

【イベント例】

兵庫のまつり - ふれあいの祭典 - 「ふれあいフェスティバル2006」

開催日：平成18年10月28日（土）～29日（日）

開催場所：県立丹波の森公苑（丹波市柏原町）



協議会会員団体が主催するイベント

会員団体が主催するイベント等に協議会が参画し、協働して啓発キャンペーンを実施する。

【キャンペーンの内容】

防犯クイズ、防犯設備等の展示・実演を通じた防犯意識の涵養  
啓発用冊子、防犯活動用品の配付 など

## 2 平成18年度収支予算案

### (1) 収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
県補助金	1,000	ひょうご防犯まちづくり推進事業補助
普通預金利息	1	
合 計	1,001	

### (2) 支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
総合推進費	981	
1 協議会運営費	100	総会、幹事会の開催など
2 研修会費	100	地域安全まちづくりセミナーの開催
3 広報啓発費	781	会員向け情報提供、地域安全まちづくり活動事例集の作成、啓発キャンペーンの実施など
予備費	20	
合 計	1,001	

その他

地域安全まちづくり条例の制定について

(兵庫県)



## 地域安全まちづくり条例の制定について

- 地域社会の力で安全・安心な兵庫の実現を！ -

近年、県民生活に身近なところで発生する犯罪の多発を受け、「地域の安全は地域自らが守ろう」との志のもと、住民や各種団体・事業者の皆さんによる防犯活動や安全で快適な暮らしの実現を目指した活動が各地で展開されつつあります。

兵庫県では、こうした地域安全まちづくり活動を通じて「安全で安心な兵庫」の実現を図るため、県民の皆さんによる活動の拠り所となる「地域安全まちづくり条例」を制定(平成18年4月1日施行)しました。

### 1 条例の目的等

この条例では、県民、団体及び事業者が相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動(地域安全まちづくり活動)に取り組むことにより、安全で安心して暮らすことができる地域社会の形成(地域安全まちづくり)を目指すことを基本理念としています。

今後は、こうした理念に基づき、「安全で安心な兵庫」の実現に向けて、県民の皆さんや自治会等の団体、事業者の皆さんが相互に連携し、協働して活動に取り組んでいただけるよう、県としても様々な支援を行います。



### 2 条例の特色

犯罪の防止のための取組のみならず、広く社会の秩序の維持に向けた安全で快適な暮らしを実現するための活動を通じて安全で安心な兵庫を目指します。



県民、団体、事業者、県及び市町の相互連携による地域ぐるみ・県民ぐるみの取組を促進します。

県民主役の条例として、県民の皆さんが連携して取り組むべき活動を具体的に規定しています。

知事、教育委員会及び公安委員会が相互に連携し、県民の皆さんによる活動を支援します。

地域安全まちづくり推進員、事業所防犯責任者の設置、各種指針の策定など、具体的なしくみを規定し、実効性の確保にも配慮しています。

### 3 条例の主な内容

#### (1) 地域安全まちづくり活動（県民の皆さんに取り組んでいただきたい活動）

##### (ア) 県民等が行うべき活動の明示（第7条）

県民による建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回、地縁団体等による講習会の開催、事業者による建物、車両等の適正な管理、従業者に対する防犯教育など、それぞれが取り組むべき活動の具体例を規定しています。

##### (イ) 子ども、高齢者等の安全確保（第8条）

子どもや高齢者等の安全確保のため、子どもの通学路等の巡回活動、子どもに対する防犯教育、子どもの規範意識をはぐくむ教育、高齢者等に対する防犯知識の普及・意識の醸成などの具体の取組例を規定しています。

##### (ウ) 事業所防犯責任者の設置（第9条第3項）

事業者が自ら及び県民等の安全を確保するため、事業所ごとに防犯責任者を設置するよう努めなければならない旨を規定しています。



#### (2) 地域安全まちづくり活動への支援（県が行う支援施策）

##### (ア) 地域安全まちづくり活動への支援（第11条）

県は、情報提供、知識等の習得機会の提供、技術的助言、人材の確保等の支援施策を実施します。

##### (イ) 推進計画の策定（第12条）

知事は、県民等の活動を支援する施策を総合的、計画的に講ずるため「推進計画」を策定します。

##### (ウ) 指針の策定（第13条）

知事は、道路、公園、駐車場等の構造・設備等、県民等が具体の取組を進める際のガイドラインとなる「指針」を策定します。

##### (エ) 地域安全まちづくり推進員の設置（第14条）

知事は、自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組むとともに他の県民等や機関との連携・協働の調整を行う県民を「地域安全まちづくり推進員」として委嘱します。



### 4 今後の展開

県民の皆さんによる活動や県の施策が幅広く展開されることにより、警察の活動ともあいまって、「安全で安心な兵庫」が実現できるものと考えています。

兵庫県では、この条例に基づいて、実施可能な施策を早急を実施するとともに、今後策定予定の「推進計画」により、さらなる施策を展開します。



# 参 考 资 料

## ひょうご防犯まちづくり推進協議会の概要

## 1 目的

地域団体及び事業者団体並びに行政機関等が協働して、地域社会の犯罪抑止機能を向上させる県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

## 2 設立年月日

平成17年3月8日

## 3 役員

	氏 名	所属団体・役職
会 長	井 戸 敏 三	兵庫県知事
副会長	秋 田 博 正	社団法人兵庫県防犯協会連合会
	加 古 房 夫	前兵庫県市長会会長
	北 野 美 智 子	兵庫県連合婦人会会長
	白 川 武 夫	兵庫県連合自治会会長
	巽 高 英	前兵庫県警察本部長
	爲 則 政 好	前兵庫県町村会会長
	水 越 浩 士	兵庫県商工会議所連合会会頭
監 事	山 口 徹	前兵庫県青少年団体連絡協議会会長

(平成18年6月22日現在)

## 4 会員

103団体(平成18年6月22日現在)

## 5 事業の内容

- (1) 防犯まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 防犯まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 防犯まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

## 6 予算

委託金、補助金、協賛金、その他の収入をもってあてる。

## 7 事務局

兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課(事務局長:兵庫県県民政策部長)

## ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、ひょうご防犯まちづくり推進協議会と称する。

#### (事務所)

第2条 本会の事務所は、兵庫県県民政策部内に置く。

#### (目的)

第3条 本会は、地域団体及び事業者団体並びに行政機関等（以下「団体等」という。）が協働して、地域社会の犯罪抑止機能を向上させる県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

#### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 防犯まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 防犯まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

### 第2章 会員

#### (構成)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、県域にわたって活動を展開する団体等又はそれと同等と認められる団体等とする。

#### (会費)

第6条 会費は無料とする。

#### (加入)

第7条 本会に加入するものは、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

#### (退会)

第8条 会員は、脱会届を会長に提出して、退会することができる。

### 第3章 役員

#### (役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

#### (役員を選出)

第10条 役員は、総会において会員の代表者又は推薦者の中から選出する。

#### (役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

#### 第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、幹事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 総会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) その他本会の運営に関する重要事項に関すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(総会の決議方法)

第16条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(会長の専決)

第17条 総会の決議を要する事項のうち、第15条第2項第1号、第2号、第4号の事項につき、緊急を要するときは、会長は、事案持ち回りにより幹事会の承認を経て、専決処分することができる。ただし、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(幹事会)

第18条 幹事会は、別表に掲げる団体等の代表者又は推薦者で構成し、本会の円滑な運営を図る。

2 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選によってこれを定める。

3 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

4 第11条第1項、第12条及び第13条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これら条文中「会長」とあるのは、「代表幹事」と、「本会」とあるのは、「幹事会」と、「役員」とあるのは、「幹事」と読み替えるものとする。

#### 第5章 会計

(会計)

第19条 本会の活動に要する費用は、委託金、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会長は、毎会計年度終了後、すみやかに総会に事業報告及び収支報告をしなければならない。

## 第6章 解散

(解散)

第20条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決をもって解散する。

## 第7章 事務局

(事務局)

第21条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。
- 3 事務局長は、兵庫県県民政策部長をもって充てる。

## 第8章 補則

(細則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成17年3月8日から施行する。ただし第5章の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この会則の施行の日以後最初に開かれる幹事会は、第18条第3項の規定にかかわらず、兵庫県県民政策部長が招集する。

別表

### ひょうご防犯まちづくり推進協議会幹事会構成団体

兵庫県	兵庫県教育委員会
兵庫県警察本部	社団法人兵庫県建設業協会
兵庫県市長会	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
兵庫県商工会議所連合会	兵庫県商工会連合会
兵庫県消費者団体連絡協議会	兵庫県青少年団体連絡協議会
兵庫県駐車場協会連合会	兵庫県町村会
兵庫県PTA協議会	社団法人兵庫県防犯協会連合会
特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会	兵庫県連合自治会
兵庫県連合婦人会	神戸市婦人団体協議会

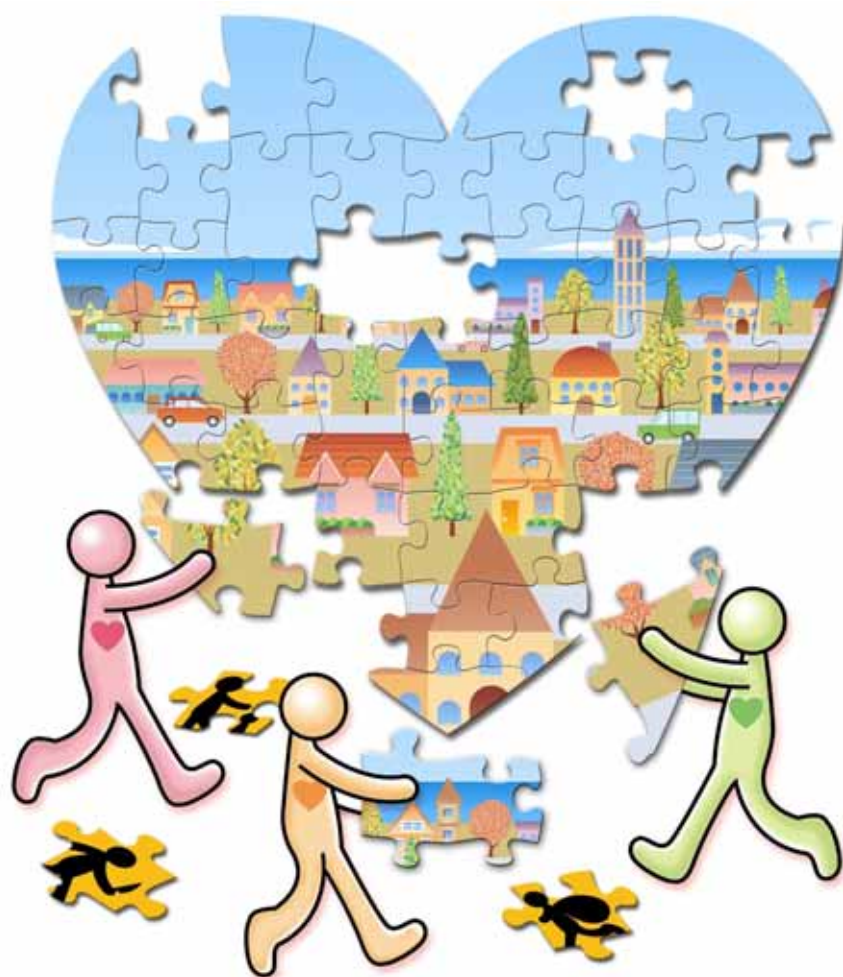
## ひょうご防犯まちづくり推進協議会会員名簿

兵庫県愛育連合会	兵庫県都市教育長協議会
兵庫県いずみ会	兵庫県二輪車安全普及協会
兵庫県インターネットプロパイダ連絡協議会	社団法人兵庫県バス協会
兵庫県教育委員会	兵庫県PTA協議会
兵庫県漁業協同組合連合会	兵庫県BBS連盟
兵庫県軽自動車協会	兵庫県百貨店協会
社団法人兵庫県警備業協会	兵庫県病院協会
社団法人兵庫県建設業協会	財団法人兵庫県婦人共励会
社団法人兵庫県建築士会	社団法人兵庫県保育協会
社団法人兵庫県建築士事務所協会	社団法人兵庫県防犯協会連合会
兵庫県建築設計監理協会	特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会
兵庫県更生保護女性連盟	兵庫県保護司会連合会
兵庫県国公立幼稚園長会	兵庫県民生委員児童委員連合会
兵庫県国公立幼稚園PTA連絡協議会	兵庫県遊技業協同組合
社団法人兵庫県子ども会連合会	兵庫県立高等学校長協会
兵庫県古物商組合連合会	兵庫県立高等学校PTA連合会
兵庫県ゴルフ場防犯対策協議会	兵庫県立盲・聾・養護学校PTA連合協議会
兵庫県コンビニエンスストア防犯対策協議会	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合
兵庫県質屋組合連合会	兵庫県連合自治会
兵庫県市長会	兵庫県連合婦人会
社団法人兵庫県自転車防犯登録会	財団法人兵庫県老人クラブ連合会
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	株式会社Kiss-FM KOBE
兵庫県障害児教育諸学校長会	社団法人神戸銀行協会
兵庫県小学校長会	神戸市子ども会連合会
兵庫県商工会議所連合会	社団法人神戸市私立保育園連盟
兵庫県商工会連合会	神戸市PTA協議会
兵庫県商店連合会	神戸市婦人団体協議会
兵庫県少年補導員連絡協議会	社会福祉法人神戸市母子福祉たちばな会
兵庫県消費者団体連絡協議会	神戸市立高等学校PTA連合会
兵庫県書店商業組合	社団法人神戸市老人クラブ連合会
兵庫県市立高等学校長会	株式会社神戸新聞社
兵庫県私立小学校連合会	神戸中央郵便局
兵庫県私立中学高等学校連合会	神戸保護観察所
社団法人兵庫県私立病院協会	特定非営利活動法人こうべユースネット
社団法人兵庫県私立幼稚園協会	株式会社サンテレビジョン
社団法人兵庫県信用金庫協会	社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
社団法人兵庫県信用組合協会	特定非営利活動法人日本ガーデニング・インジエリ神戸支部
兵庫県信用農業協同組合連合会	社団法人日本建築家協会近畿支部兵庫地域会
兵庫県森林組合連合会	社団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
兵庫県生活協同組合連合会	財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部
兵庫県青少年団体連絡協議会	日本放送協会神戸放送局
兵庫県青少年補導委員連合会	日本ロックセキュリティ協同組合兵庫支部
兵庫県青少年補導センター連絡協議会	社団法人ひょうごツーリズム協会
兵庫県青少年を守る店連絡協議会	特定非営利活動法人ひょうご被害者支援センター
兵庫県石油商業組合	株式会社ラジオ関西
社団法人兵庫県専修学校各種学校連合会	
兵庫県損害保険防犯対策協議会	<b>【事務局】</b>
社団法人兵庫県タクシー協会	兵庫県
社団法人兵庫県宅地建物取引業協会	兵庫県警察本部
兵庫県中学校長会	
兵庫県中古自動車販売協会	
兵庫県駐車場協会連合会	
兵庫県中小企業団体中央会	
兵庫県町村会	
兵庫県町村教育長会	
兵庫県鉄道事業者・警察連絡協議会	

(平成18年6月22日現在103団体)

# ひょうご防犯まちづくり推進協議会活動指針

－ みんなで創ろう、安全・安心の兵庫 －



平成17年12月

ひょうご防犯まちづくり推進協議会

# 目 次

第 1	活動指針の策定に当たって	1
1	県下の犯罪情勢	1
2	犯罪増加の背景	2
3	各種団体によるこれまでの取組	2
4	活動指針策定の目的	3
第 2	目標・活動の基本等	4
1	目標	4
2	活動の基本	4
3	活動指針の充実	5
第 3	取組内容	6
1	県民一人ひとりの防犯意識の高揚	6
2	地域・団体等の実情に応じた防犯活動の推進	7
3	子ども・高齢者等を犯罪に巻き込まない取組の充実	8
4	防犯に配慮した生活環境の整備	9
資 料 編		10
1	ひょうご防犯まちづくり推進協議会の概要	10
2	ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則	12



# 第1 活動指針の策定に当たって

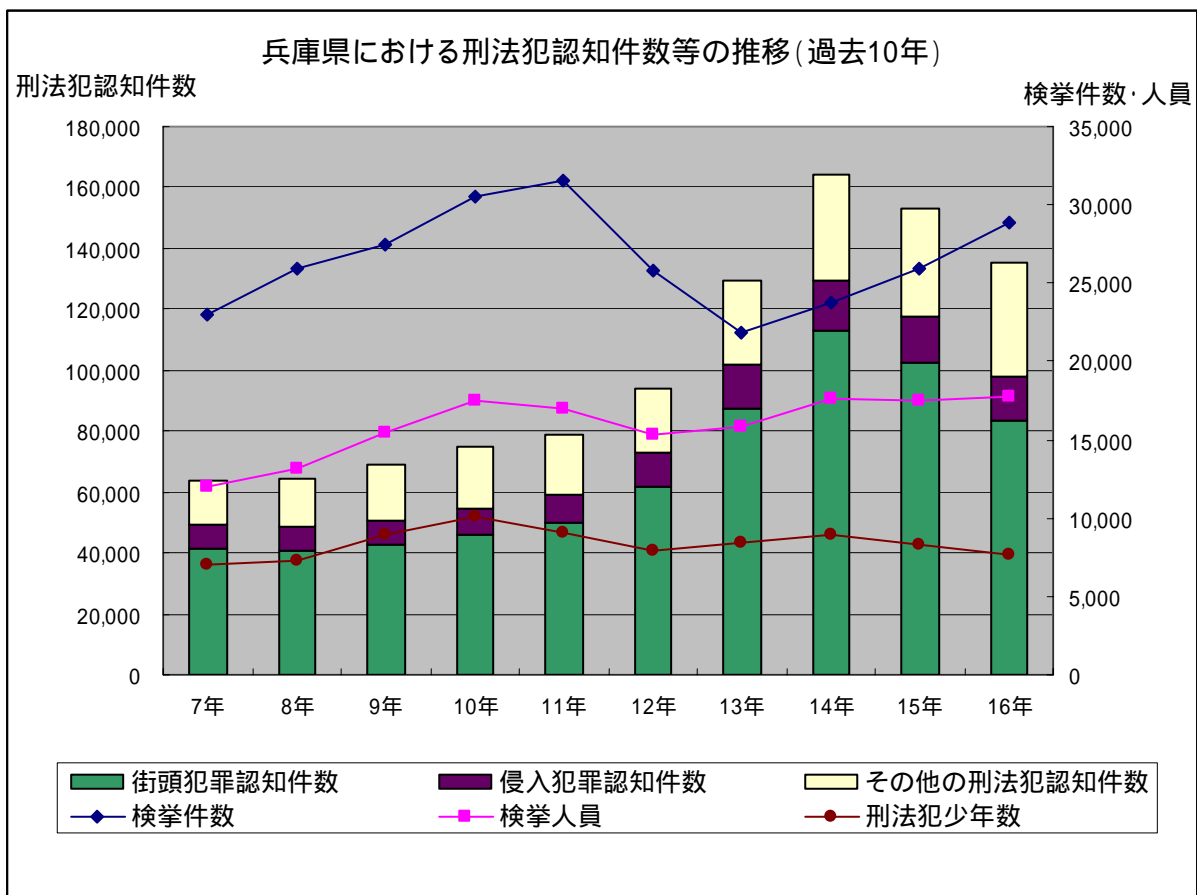
## 1 県下の犯罪情勢

兵庫県では、全国的な傾向と同様に、平成8年以降、犯罪の増加、凶悪化が顕著になり、平成14年には、戦後最多となる約16万4千件もの刑法犯認知件数を記録しました。

このような犯罪情勢の悪化を受けて、「地域の安全は地域自らが守る」という考え方の下、地域の県民の皆さんや、自治会・防犯協会等の団体、その他事業者による自主的な防犯の取組が盛んになっています。また、警察官の増員や警察による街頭活動の強化、さらには、平成16年度から県が開始した「地域ぐるみ安全対策」も相まって、刑法犯認知件数も平成15年には15万3千件、平成16年には13万5千件と減少に転じましたが、10年前の平成7年当時と比較して約2倍の高水準にあります。

なかでも、我々の身近なところで発生するひったくり、車上ねらい、乗物盗等の「街頭犯罪」や空き巣、事務所荒し等の「侵入犯罪」が全刑法犯認知件数の約72%を占めており、こうしたことが県民の「体感治安」の悪化を招いているものと考えられます。

また、最近では、子どもに対する不審者による声掛け事案や高齢者を狙った悪質商法が多発しており、子どもや高齢者の安全に対する地域社会の不安が高まっています。



備考：兵庫県警察本部「犯罪統計書（平成6年から平成15年）」等により作成

## 2 犯罪増加の背景

戦後の我が国は、少子・高齢化や核家族化、国際化や情報化の進展に代表されるように、社会の構造そのものが大きな変革を遂げてきました。これに伴い、国民全体の価値観も変化し、家族や地域の絆の弱体化、連帯感の希薄化といった傾向が見られ、さらには、人を思いやる心や社会に対して果たすべき役割・責任が軽視されるなど、規範意識が低下しつつあると言われていいます。

このようなことから、不審者を見かけたときには互いに知らせ合い、あるいは地域の子どもを大人が注意し見守るといった、地域社会が培ってきた犯罪抑止機能が弱まっているとの指摘がなされています。

また、複雑多様化した現代社会にあって、子どもたちは様々なストレスを受けており、その一方で、子どもたちにとって有害な情報があふれ、インターネット等の普及によりこうした情報へのアクセスが容易になっています。このような状況の変化により、大した罪の意識もないままに犯罪に手を染める子どもが現れ、国民の体感治安の悪化に拍車をかけています。

さらには、都市化の進展に伴い、個人のプライバシーを重視した閉鎖的な生活環境が形成されてきましたが、こうしたことにより、従来よりも不審者の情報が伝わりにくくなっているほか、防犯の視点を十分に考慮せずに整備されてきた道路、公園等の都市施設が犯罪の機会をつくり出してきた側面も見逃すことはできません。

## 3 各種団体によるこれまでの取組

多発する犯罪を抑止していくためには、警察活動の充実はもちろんですが、地域の様々な主体による自発的な防犯の取組が求められています。こうした活動が各地で展開されることにより、警察や行政の活動との相乗効果が発揮され、地域の安全・安心の実現が期待されるところです。

現在でも、自治会、婦人会、老人クラブ、消費者団体、防犯協会など地域の団体による、防犯パトロール、子どもの見守り活動、高齢者等を狙った悪質商法追放の取組等が展開され、また、金融機関による防犯研修会の実施、新聞販売所、ガソリンスタンド、タクシー等の事業者による子どもを犯罪から守る取組（110番事業）、コンビニエンスストア等深夜営業店舗における子どもの健全育成に向けた取組など、様々な活動が行われています。

さらに、このような地域団体、事業者団体の活動を支援するため、県における地域の防犯グループの立ち上げ支援等の「地域ぐるみ安全対策事業」や市町による防犯意識の啓発、さらには、警察本部における携帯電話のメール機能を活用した防犯情報の発信など、多様な手法を活用した支援施策が行われています。

参考：各種団体による取組の具体例

- ・ 防犯意識啓発ポスター原画・防犯標語の募集（兵庫県防犯協会連合会）
- ・ 防犯設備展示相談会（特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会）
- ・ 「よい子ネット」による防犯情報の配信（社団法人兵庫県保育協会、社団法人神戸市私立保育園連盟）
- ・ 悪質商法追放キャンペーン（兵庫県消費者団体連絡協議会）
- ・ 金融機関防犯対策会議の開催（社団法人神戸銀行協会）
- ・ 新聞販売所による不審者等の通報防犯チラシの配付など（神戸新聞社）
- ・ 女性と子どもを守るガソリンスタンド110番連絡所（兵庫県石油商業組合）
- ・ 夜間巡回防犯指導（兵庫県コンビニエンスストア防犯対策協議会）
- ・ 学校危機管理ガイドラインの策定（兵庫県教育委員会）
- ・ 「ひょうご防犯ネット」による防犯情報等の配信（兵庫県警察本部）

#### 4 活動指針策定の目的

地域において、上で述べたような多様な活動が行われ、すでに一定の成果を上げつつあるところですが、このような取組の充実のためには、地域を構成する様々な主体がともに手を携え、県民ぐるみの運動へと活動を高めしていく必要があります。このため、防犯に関する県民運動の推進組織として、多数の地域団体、事業者団体、行政機関等を会員として、平成17年3月8日に当協議会を設立したところです。

今後は、当協議会を通じて、各会員団体が蓄積してきた知識やノウハウを相互に共有し、会員団体それぞれの活動の向上を図るとともに、異分野の団体が連携し、協働した取組が展開されることが望まれます。

また、会員団体の総力を結集し、社会に貢献する協議会として、広く県民に向けた防犯意識の啓発を行うなど、会員団体が一体となった取組も進めていかなければなりません。

こうしたことから、各会員団体及び協議会がそれぞれの立場に応じて具体的な取組を進める際の参考とするため、この活動指針を定めるものです。

## 第2 目標・活動の基本等

### 1 目標

各会員団体及び協議会は、防犯に関する多様な取組の展開を通じて以下に掲げる目標の達成をめざします。

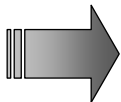
# 安全で安心な兵庫の実現

### 2 活動の基本

各会員団体は、以下に掲げる4つの活動の基本に沿って、それぞれの立場に応じた活動を実施可能な範囲で展開するとともに、協議会事業への積極的な参画や他の会員団体との協働にも努めるなど、多様な活動を推進します。

#### 活動の基本

##### 県民一人ひとりの防犯意識のかん養

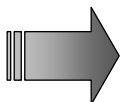


安全で安心な日常生活を送るためには、まず、県民一人ひとりが平素から犯罪の被害に遭わないよう心掛け、自分でできることはすぐに実行するという防犯意識を持ち続けることが大切です。

このため、広く県民に向けて、多様な手段を活用して防犯情報、犯罪情報の提供に努めるほか、各種キャンペーンの実施等を通じて防犯意識のかん養に取り組みます。

#### 活動の基本

##### 地域・団体等の実情に応じた防犯活動の推進

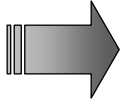


安全で安心な地域社会の実現のためには、「地域の安全は地域が自ら守る」という共通認識のもと、地域社会を構成する多様な主体（県民、各種団体、事業者、行政・警察）が犯罪の抑止のための活動を展開し、地域全体の犯罪抑止力の向上に努めていくことが不可欠です。

このため、活動に必要な知識やノウハウ等の共有、各種団体の相互連携を通じて、地域や団体の実情に応じた自主的な防犯活動を推進します。

## 活動の基本

### 子ども・高齢者等を犯罪に巻き込まない取組の充実



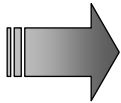
最近、学校や通学路等において、子どもが犯罪に巻き込まれ、被害者となる悲しい事件や高齢者などが悪質商法等により多額の損失を被る事例が各地で発生し、大きな問題になっています。

また、一方で、社会環境の変化に伴い、我々の周りに有害・危険な情報があふれ、こうした状況が子どもたちの規範意識の低下を招き、少年非行の多発につながっているのではないかと考えられます。

このため、子ども・高齢者等を見守る活動や子どもの規範意識を高める教育を推進するなど、子ども・高齢者を犯罪に巻き込まない取組の充実に努めます。

## 活動の基本

### 防犯に配慮した生活環境の整備



犯罪を減らすためには、防犯の視点を取り入れたまちづくりを進めることが大切です。

このため、住宅、商店等の事業用施設、道路、公園等の設計・管理に当たっては、こうした視点を取り入れ、ハード面から犯罪のおこりにくい生活環境の整備を進めます。

## 3 活動指針の充実

当活動指針は、各会員団体及び協議会が具体的な活動に取り組む際の参考とするために策定するものですが、犯罪情勢や防犯活動上の課題は、刻々と変化していくものであり、また、県においては、「地域安全まちづくり条例」（仮称）の制定に向けた検討が行われていることから、今後、こうした状況に対応し、必要な充実を図っていきます。

### 第3 取組内容

各会員団体及び協議会は、第2で示した4つの活動の基本に沿った以下の取組例を参考に、実施可能なものから無理のない範囲で実行していくこととします。

#### 1 県民一人ひとりの防犯意識のかん養

防犯意識の啓発、防犯・犯罪情報の提供、防犯キャンペーンの実施、犯罪被害者に対する支援等を通じて県民一人ひとりの防犯意識のかん養を図ります。

取組項目	取組例	主な実施主体
防犯意識の啓発	・ 家庭内での防犯教育・安全確認の実施	各会員団体
	・ 地域団体その他各種団体の諸活動の機会を活用した防犯意識の啓発	地域団体等
	・ 防犯意識啓発ポスター、パンフレット等の作成・配付 ・ 情報紙、ホームページを活用した防犯対策等の紹介 ・ 防犯講習会等の開催	全会員団体、協議会
	・ 事業所における従業員向け防犯意識啓発の充実	事業者、事業者団体
防犯・犯罪情報等の提供	・ 携帯電話のメール機能やホームページを活用した防犯・犯罪情報の提供	教育関係団体、警察
	・ 地域防犯ニュース等の発行	防犯関係団体、警察、市町長
	・ 高齢者等を狙った悪質商法の手口とその対策等の情報提供	消費者団体、女性・高齢者団体、知事・市町長、警察
	・ 社内報、業界紙における防犯・犯罪情報の提供	事業者、事業者団体
	・ 地域住民への周知（回覧板、掲示板等の活用）	地域団体、市町長
防犯キャンペーン等の実施	・ 防犯に関する各種キャンペーンの実施 ・ 防犯イベント、大会等の開催・参画	全会員団体、協議会
犯罪被害者に対する支援	・ 県民向けの啓発の実施 ・ 被害者に対する情報提供、相談の実施	知事・市町長、警察、犯罪被害者支援団体

## 2 地域・団体の実情に応じた防犯活動の推進

「地域力」の向上を通じた犯罪抑止機能の強化、防犯活動グループの立ち上げ等支援、防犯活動リーダーの養成、防犯パトロール等の実施など、地域・団体の実情に応じた防犯活動の推進を図ります。

取組項目	取 組 例	主な実施主体
「地域力」の向上を通じた犯罪抑止機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の連帯感を高めるあいさつ運動の実施</li> <li>互いに見守りあう声掛け運動の推進</li> </ul>	地域団体
防犯活動グループの立ち上げ等支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>立ち上げ経費等の助成</li> <li>防犯活動用品の支給</li> </ul>	知事・市町長
防犯活動リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動リーダー向け研修会等の開催</li> <li>活動マニュアル等の作成・配付</li> <li>実践活動の指導</li> </ul>	防犯関係団体、知事・市町長、警察
防犯パトロール等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内の夜間パトロールの実施</li> </ul>	地域団体、警察
地域環境浄化活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共空間における落書き消し、清掃等の実施</li> </ul>	地域団体、知事・市町長
乗物盗難対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>確実な施錠の呼びかけ</li> <li>自転車防犯登録等の促進</li> <li>路上駐車等防止の呼びかけ</li> </ul>	自動車等販売事業者・事業者団体、警察、知事・市町長
事業所における防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員等に対する防犯教育の実施</li> <li>防犯訓練の実施</li> </ul>	事業者、事業者団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関等における警察等への緊急通報体制の確立</li> </ul>	金融関係事業者、警察
	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の深夜営業店舗における複数従業員の確保</li> </ul>	深夜営業事業者
事業者による防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備員等による店舗内の巡回強化</li> </ul>	有店舗型事業者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所等の通報</li> </ul>	配達業務型事業者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪の被害に遭った県民の保護・通報</li> </ul>	配達業務型事業者、運輸事業者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット犯罪対策の強化</li> </ul>	情報サービス事業者
活動意欲向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進的な活動を行った県民・団体等に対する表彰等</li> </ul>	知事・市町長、警察、協議会

### 3 子ども・高齢者等を犯罪に巻き込まない取組の充実

学校等の安全確保体制の充実、地域で子どもを見守る活動の実施、高齢者を狙った悪質商法の被害防止、有害環境の浄化など、子ども・高齢者等を犯罪に巻き込まない取組の充実に努めます。

取組項目	取 組 例	主な実施主体
学校等の安全確保体制の充実	・ 学校等における安全確保に関する指針の策定	知事、教育委員会
	・ 学校等への不審者侵入防止対策の強化 ・ 学校等施設内の安全確認	学校等管理者、教育委員会
	・ 警察等への緊急通報体制の確立	学校等管理者、教育委員会、警察
子どもの犯罪被害回避能力の向上	・ 防犯教育の充実 ・ 防犯訓練の実施 ・ 「地域安全マップ」の作製	学校等管理者、教育委員会、教育関係団体、知事・市町長、警察
地域で子どもを見守る活動の実施	・ 通学路等の安全確認 ・ 通学路等における見守り活動の実施	地域団体、教育関係団体
	・ 子どもを守る110番の家(店)等の子どもの安全・安心拠点の確保	地域団体、学校等管理者、教育関係団体、各種事業者、市町長、警察
	・ 子育てを地域で支えるしくみの充実 ・ 地域ぐるみで青少年を守り育てる運動の推進	地域団体、知事・市町長
	・ 子どもの健全育成を担うリーダーの育成やボランティア団体への支援	知事・市町長、教育委員会
高齢者を狙った悪質商法の被害防止	・ 消費生活相談体制の充実 ・ 高齢者向けの各種講座の実施 ・ 高齢者に対する声掛け運動の実施	知事・市町長、地域団体
有害環境の浄化	・ 子どもの深夜外出を抑制するための帰宅を促す声掛けの実施 ・ 有害図書類等の販売方法の適正化	深夜営業事業者・事業者団体
	・ 有害環境浄化運動の強化	知事・市町長、警察、協議会



子どもの規範意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規範意識を高める教育の充実</li> <li>・ 子どものコミュニケーション能力向上を図る教育の充実</li> </ul>	学校等管理者、教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会のしくみや基本的ルールを学ばせる体験学習の実施</li> <li>・ 異年齢の子どもたちが集団で交流できる場づくり</li> </ul>	学校等管理者、教育委員会、地域団体

#### 4 防犯に配慮した生活環境の整備

生活環境改善運動の展開、防犯に配慮した住宅等の整備、防犯設備の整備、事業所等における防犯設備の整備など、防犯に配慮した生活環境の整備に努めます。

取組項目	取 組 例	主な実施主体
生活環境改善運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における危険箇所の把握</li> </ul>	地域団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共空間における落書き、ゴミの不法投棄防止運動の展開</li> </ul>	知事・市町長、地域団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 門灯点灯運動の推進</li> <li>・ 空地、空家の把握と所有・管理者に対する適切な管理の呼びかけ</li> </ul>	地域団体、知事・市町長、警察、協議会
防犯に配慮した住宅等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の整備</li> <li>・ 防犯診断の実施</li> </ul>	知事・市町長、開発事業者、駐車場事業者、事業者団体
防犯設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共空間における防犯灯、防犯カメラ等の整備促進</li> </ul>	知事・市町長、警察、地域団体
事業所等における防犯設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間機械警備システムの導入</li> <li>・ 店舗等における防犯カメラの設置</li> <li>・ 自動販売機、A T M機等の防犯対策の強化</li> </ul>	警備事業者、防犯設備事業者、事業者団体
犯罪に遭いにくい商品の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯性能の高い住宅の普及促進</li> <li>・ 防犯性能の高い錠前、窓ガラス等の普及促進</li> </ul>	住宅販売事業者、防犯設備事業者、事業者団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車、自動二輪車、自転車の盗難等を防止する装置の普及促進</li> </ul>	自動車等販売事業者、事業者団体